

三浦市議会議員政治倫理審査会記録 (蓮本一朗議員・第3回)

- 日 時 令和4年1月14日 午前9時58分～午前10時15分
午前10時38分～午前10時39分
午前10時40分～午前10時42分
- 場 所 第一会議室
- 審査事項 調査請求の適否について
- 出席委員 委員長 出口眞琴
副委員長 溝川幸二
委員 寺田一樹、鈴木敏史、長島満理子、小林直樹、神田眞弓
- 調査対象議員 蓮本一朗
- 出席議会事務局職員 下田 学議会事務局長、高梨久子議会総務課長、
長島ひろみ議事グループリーダー

-
- 委員長 おはようございます。ただいまより三浦市議会議員政治倫理審査会を開きます。
お手元の次第のとおり、本日は、前回に引き続き調査請求の適否から審査を行います。
前回、調査請求者及び当該議員への聴取を行わないことを決定いたしましたので、本日は、調査請求の適否について決定していきたいと思っております。
各委員さんのご意見を伺います。
- 委員 調査請求に関してでございますけれども、まず行政書士の問題については、何回かこういうお話がございましたけれども、行政書士の協会からも厳重に注意がありまして、業務改善命令の処分がされております。そして、議会からも議長より厳重注意をされまして、所属会派の明日の三浦の代表も辞めております。したがって、この問題についてはもう解決済みだと思っております。
そして、ほかの、明日の三浦をつくる会についての問題であります。これは後援会組織の問題でありまして、議会で議論することではないと考えます。
したがって、このようなことから今回の請求については適さないと思っております。
以上です。
- 委員 私も一緒に、違法行為についても厳重注意され、議会からも二度にわたり注意をされ、その件に関してはもう終わっていることだと思っておりますし、ほかのことも後援会の中のことなので、適さないと思っております。
- 委員 私もお二人の委員と一緒に、行政書士の問題に関しては、蓮本議員も本会議場での謝罪

をされていますし、その件はもう終わっているという判断でいいと思います。後援会の問題も、やはり個人的というか内側の問題ですので、議会で、審査会で取り上げる問題ではないと思いますので、否でいいと思います。

○委員 前回、請求者と当該議員の両者を呼ばないという結論が出たので、持っている資料、調査請求書の資料などで判断しなければいけないというので、なかなか難しい判断だと思います。

議員っていうのは、公人の面と個人の面っていうのが、どこで線引きできるのかっていうのはなかなか難しく、この場合、市議会議員の行政書士だということで、議員だということで信頼して業務を依頼したなんていうことも考えられます。市議会議員っていう肩書きは、いつもついて回ってきます。いつもそのことを心して行動しなければいけないなというふうに思います。これは自分に対してもね、言い聞かせておかなければいけないというふうに思います。

それで、調査請求書の3ページ。先ほどからもありましたけれど、行政書士の関係で、行政書士会からこういう文書が出ています。中ほどから下ですね、「蓮本会員の行為は、行政書士業務を逸脱した部分があると判断」したということになっています。逸脱した部分っていうのがどのような業務なのか詳しく知りたいし、明らかにすることが必要だと考えます。そのときの状況ですね、例えば承知をしていて逸脱をしたのか、分からないで逸脱をしたのかなんていうことも判断の材料になるのかなというふうに思います。

それと、調査請求書の資料の12ページ。これはホームページですかね、職務経歴というので Notary public というのがあるんですけど、資料の14ページにもついていますけど、一般的に Notary public っていうと公証人。公証役場で遺言書だとかそういうのをつくる公証人を示します。そうすると、蓮本議員は行政書士なのに公証人だよっていうのをホームページで示したという、請求書にもありますけれど、職業詐称と言われれば疑わしいとも言えます。これも承知して Notary public というのを使ったのか、分からないで、どこかに頼んでこういうものをつくらしてもらったのかなんていう……まあ、分からなくても本当は調べなきゃいけないんでしょうけれどね。なんていうのも明らかにする必要があるというふうに思います。

繰り返しになりますけど、どこからどこまでが市議会議員で、どこからどこまでが市議会議員じゃないのかっていうのも難しいです。ただ、市議会議員という肩書きは、いつもついて回るのですね。そこは、やっぱりはっきりさせていかなければいけないと思います。よって、先ほど言いましたように、もっと詳しく、どのような状況だったのかということも調査すべきであり、調査請求書は適当だと考えます。

以上です。

○委員 今、委員言われたとおり、前回の審査会の中で事情聴取を行わないということが決定しまして、この文書の中から判断をしなければならぬということになりました。それで、再度読み直してみましたが、本来だったら請求者からの、請求書に書かれた内容を事実確認しながら審査に値するか、しないかといった部分を判断したかったところではありますけれども、そ

れができないとなった中で、その一方で、請求者の方が職業詐称あるいは市民に対する誹謗中傷というようなことがあったというようなことを主張しているわけでありますので、その辺について、今回ここを、「審査に値する」というところを適とみなして、今後の審査の中で実際に事実があったのかなかったのか確認していきたい。そのように私は考えています。

以上です。

○委員長 適しているというふうなことで。

○委員 はい。今後も審査を続けていきたいと思っています。

○副委員長 ほかの委員さんもおっしゃられましたけれども、行政書士としてはもう厳重注意処分も受けていられますし、明日の三浦の問題も個人間の話かなと思います。おそらくは市議として行政書士を行ったのではなくて、個人のお仕事として行政書士を行われたのかなというふうに思っておりますので、やはり個人間の話になりますと、この審査会で取り上げる話ではないのかなと思いますので、否と、適さないと思っております。

○委員長 今、皆さんのご意見を聞きまして、適していないという方と適しているというふうな、分かれたので、双方で、適しているという方のご意見を聞いて、いかがでしょうか。

○委員 先ほどもお話ししましたが、行政書士については厳重注意ということで、そのお役目については本当に協会のほうで、この人に相当する処分だということでやられたと思うんですね。公人としてやったとか、やらないとかっていうことは、市議会議員だからやったとかっていうことではないと思うんですね。やはり根底のところには、後援会の人だからやってあげたというところがあるかと思うんですけれども。

そして、後援会のところで、要望書の、言った、言わないのところで、〇〇〇〇さん——明日の三浦をつくる会の会員の人が、処分を求める声明のところで、「そこは違うよ」という要望書が出ています。ここでは本当に、言った、言わないのところになってきているので、本当にこれは後援会の問題だと思うので、やはりそれは各後援会の中で、明日の三浦をつくる会がもう解散したか、しないかっていうのは後援会の中のお話だと思うので、それは明日の三浦をつくる会でしっかり話し合いをすべきだと思っております。皆さんの後援会も、何か問題が生じた場合は自分のところで自分できちっと片づけるってことじゃないかと思うので、それは議会に持ち込む必要はないと思います。

以上です。

○委員長 ほかにありますか。逆に、それに対してどうでしょうか。

○委員 今、言った、言わないというようなことがありました。そこも含めて事実確認をしたいということも私があります。

それで、請求者の方が実際問題、請求書2枚目の最後の、結びのところの1個前か。「公人としての品位、品格、自覚を疑う言動が継続されている」というふうに主張しています。それで、政治倫理条例の中では「品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み」というのがある以上、疑

惑を持っている市民がいるっていうことは事実だと思っています。そうした場合、やはり政治倫理条例に照らし合わせて、その辺の確認もしないと正確な判断ができないのかなと私は考えています。

○委員 これは本当に後援会内部の問題だと思うんですよ。じゃ、これに対して〇〇さんが要望書をまた出しました。「それは違うよ」っていうのは後援会の中で話し合うべき問題だと思うので、政治倫理条例と問題は違うと思うんですね。公人としてとかそういうことじゃなくて、後援会組織の問題をこうして言ってくると思うので、それは後援会の中できちっと話し合いをしてくださいっていうことじゃないかと思いますので……、と私は感じております。

○委員 事実確認したいというのが、要望書のところではなく、ここの結びに書いてある「市民に対する誹謗中傷」っていうのがあるんですよ。ここの部分について事実確認をしたいっていうことだったので、そのことでやはりこれから審査を進めて、双方から事情などを聞きながら事実確認をしたいっていうことは変わらないですね。正確な判断を下すためにも。

○委員長 今のご意見でいうと、それはもう内部の問題であるという部分なので話し合うべきじゃないのかなと、議会のほうで取り上げる問題でもないというふうなことですよね。

○委員 はい、そうです。

○委員 一緒です。

○委員 私も、もう嚴重注意に処されたっていうところでは、これ以上に何か踏み込むこともないのではないかなと思っています。

○委員 行政書士の業務って、行政に絡む仕事であったり……、市議会議員も行政に絡む役職なんでしょうけれど。それと、行政書士会から文書が出て嚴重注意、業務改善命令っていうのが出されているんですけど、それは行政書士会としての処分ということなので、それはそれでいいと思います。

ただ、たまたま蓮本さんは市議会議員なのでね、市議会議員のところはどうなんだ。議長からの嚴重注意だとか、陳謝だとかっていうのはあったんだけど、市民的なところで、市民から請求書が出た場合、やっぱり議会としてもその請求に対して、先ほど言われたように事実確認っていうのは議会ですることが必要なのかなというふうに思います。

○委員長 なかなか、その辺は意見が合わない部分もありますけど……。

では、一旦休憩して、再度確認したいと思いますので、暫時休憩いたします。

○委員長 再開いたします。

休憩前に各委員のご意見を伺いましたが、意見の一致を見ることはできませんでした。したがって、採決により適否について決定をしたいと思います。

なお、採決は「適」——適していると決定することを諮りますので、挙手がない場合は「否」の意思表示であるとみなしますので、ご了承のほどをよろしくお願いいたします。

お諮りいたします。今回の調査請求の適否について、「適」——適していると決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手少数であります。したがって、「否」——適さないものということで決定いたします。

次に、政治倫理条例施行規程第8条では、当該議員に意見を述べる機会を与えることになっております。

ここで意見をお聞きすることにいたしますので、蓮本議員に出席の要請をする間、暫時休憩いたします。そのままお待ちください。

[蓮本一朗議員 着席]

○委員長 再開いたします。調査請求の対象議員であります蓮本一朗議員にご出席いただきました。

このたびの調査請求に関しまして、蓮本議員からのご意見があれば述べていただきたいと思えます。

○蓮本一朗議員 申し上げます。このたびは、私の議会外での行状について政治倫理調査請求書が提出され、これに応じて政治倫理審査会が編成され、審査が行われました。審査にあずかった政治倫理審査会の各審査員におかれましては、多大なる労度をおかけしましたことをおわび申し上げます。

今後は、三浦市議会議員政治倫理条例の趣旨を銘記し、これにもとることのないよう行動に留意してまいります所存です。

以上です。

○委員長 それでは、蓮本議員にはご退席をお願いいたします。ご苦労さまでした。

[蓮本一朗議員 退席]

○委員長 続きまして、先ほど調査請求について「否」と決定いたしましたので、この後は審査結果の報告に関する協議を行うこととなりますが、これまでの審査内容を報告書としてまとめる必要がありますので、本日の審査はここまでとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり) それでは、本日の審査は終了することにいたします。

次回の開催日時は、正副委員長で協議の上、通知いたしますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、以上で三浦市議会議員政治倫理審査会を散会いたします。ご苦労さまでした。
